

水銀排出施設の種類の種類と排出基準

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ($\mu\text{g}/\text{N m}^3$)		
				新規施設	既存施設 ^(注2)	
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボ イラー	石炭燃焼ボイラー		<ul style="list-style-type: none"> ・伝熱面積 10 m^2以上 ・燃焼能力(注3) 50ℓ/時以上 	8	10	
	大型石炭混焼ボイラー			10	15	
小型石炭混焼ボイラー(注4)						
非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられる 精錬及び焙焼の工 程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/ 金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用 反射炉を含む。)、転炉及び平炉: <ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力 1 t/時以上 	15	30	
		鉛又は亜鉛	金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき 炉を除く。): <ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 1 m^2以上 ・羽口面断面積 0.5 m^2以上 ・燃焼能力(注3) 50ℓ/時以上 ・変圧器定格容量 200 k VA 以上 	30	50	
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	<ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力 0.5 t/時以上 ・火格子面積 0.5 m^2以上 ・羽口面断面積 0.2 m^2以上 ・燃焼能力(注3) 20ℓ/時以上 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼 炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、 溶解炉及び乾燥炉: <ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力 0.5 t/時以上 ・火格子面積 0.5 m^2以上 ・羽口面断面積 0.2 m^2以上 ・燃焼能力(注3) 20ℓ/時以上 	100	400	
		工業金	鉛の二次製錬の用に供する溶解炉: <ul style="list-style-type: none"> ・燃焼能力(注3) 10ℓ/時以上 ・変圧器定格容量 40 k VA 以上 <ul style="list-style-type: none"> ・亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結 炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉: <ul style="list-style-type: none"> ・原料処理能力 0.5 t/時以上 	30	50	
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下		<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 2 m^2以上 ・焼却能力 200 kg/時以上 	30	50	

	水汚泥焼却炉)			
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物(注5)又は水銀含有再生資源(注6)を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)(施設規模による裾切りはなし。)	50	100
セメントクリンカ一の製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	<ul style="list-style-type: none"> ・火格子面積 1 m²以上 ・燃焼能力(注3) 500/時以上 ・変圧器の定格容量 200 k VA 以上 	50	80 (注7)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

(注2) 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算 10 万 ℓ /時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されている。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されている。

(注7) 原料とする石灰石 1 kg 中の水銀含有量が 0.05 mg 以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{N m}^3$ です。